北九州市空き家リノベーション促進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、北九州市内の耐震性能を有する空き家を取得又は賃借して、新たに自らが居住するために実施する環境配慮（エコ）に資する改修工事に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することで、良質な住宅ストックの形成と活用を促進し、空き家の増加を抑制することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅　人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。

(2) 空き家　居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅をいう。

(3) 取得者等　売買若しくは相続により取得又は賃借する者等をいう。

(4) 市内業者　北九州市内の個人事業者、又は北九州市内に本店若しくは支店、営業所等を有する法人事業者をいう。

(5) 買取再販事業者　空き家を取得し、工事を実施して販売する市内業者をいう。

(6) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する団体をいう。

(7) 暴力団員　前号に規定する暴力団の構成員をいう。

（補助金の交付対象者）

第３条　この要綱に基づく補助金の交付対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 若者世帯、子育て世帯及びこれらの世帯と同居又は近居する親世帯であること。

(2) 空き家の取得者等で、次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア　市内にある空き家の取得者等で新たに自らが居住するために工事を行う者等であること

イ　買取再販事業者が工事を実施した市内にある空き家の取得者等で新たに自らが居住するために売買により取得した者であること。

(3) 取得者等が賃借人である場合には、工事内容や原状回復義務の免除等に関して当該住宅の所有者の同意を得ていること。

(4) 補助金の交付対象住宅（以下「補助対象住宅」という。）に継続して居住すること。

(5) 市税を滞納していないこと。

(6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 第５条に規定する補助金の交付対象工事について、国、地方公共団体等による他の補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の交付対象住宅）

第４条　この要綱に基づく補助対象住宅は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 昭和５６年６月１日以降に工事着手した住宅

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号）別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第１第１号又は第２号の規定による評価の結果、地震に対して安全な構造であると判断できる住宅

（補助金の交付対象工事）

第５条　この要綱に基づく補助金の交付対象工事（以下「補助対象工事」という。）は、市内業者が請け負って行われた工事又は買取再販事業者が行った工事で、次の各号に掲げるものとする。

(1) エコ工事

(2) 一般工事（前号の工事と併せて行われた工事又は行った工事で、一定規模以上のものに限る。）

２　補助対象工事は、別に定める仕様・性能を満たさなければならない。

（補助金の交付額）

第６条　補助金の交付額は、住宅１戸あたり４０万円を上限として、次のア及びイに掲げる額の合計額とする。ただし、２千円で割り切れる額とし、２千円未満の端数を切り捨てるものとする。

ア　前条第１項第１号に該当する補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の相当額（以下「補助対象工事費」という。）に３分の１を乗じて得た額

イ　前条第１項第２号に該当する補助対象工事費（同項第１号に該当する補助対象工事費を除く）に３分の１を乗じて得た額で、かつ、１０万円を上限とする額

（補助金の事前申込）

第７条　補助対象住宅に居住する補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付申請者」という。）又は第１３条に規定する事務手続きを代行する者は、別に定める期日までに、別に定める電子申請に必要事項を記入し、市長に申し込まなければならない（以下「事前申込」という。）。また、事前申込の内容に変更が生じる場合も同様とする。ただし、電子申請が利用できない場合は、別に定める補助金事前申込書により申し込むことができる。

２　市長は、前項の申込みがあった場合には、予算の範囲内で申込みを受け付ける。

（補助金の交付申請）

第８条　補助金交付申請者は、工事の完了後、別に定める期日までに、別に定める補助金交付申請書（兼実績報告書）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない（以下「交付申請」という。）。また、交付申請の内容に変更が生じる場合も同様とする。

（補助金の交付及び交付額の決定等）

第９条　市長は、前条の申請があったときは、この内容を審査のうえ、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付及び補助金の額を決定し、その旨を別に定める補助金交付決定通知書（兼額確定通知書）により、補助金交付申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査により、補助金を交付することが不適当と認めたときは、補助金の不交付を決定し、その理由を付記し、別に定める補助金不交付決定通知書により、補助金交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第１０条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、前条の通知を受け、補助金の交付請求をするときは、別に定める補助金交付請求書に関係書類を添えて、

通知で定める期日までに、市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の請求があったときは、補助金交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）
第１１条　市長は、補助金交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
(2) 補助金を補助対象工事以外の使途に使用したとき。
(3) 第３条に規定する補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。
(4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。
２　市長は、施工業者等が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。
３　市長は、前２項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、別に定める補助金交付決定取消通知書により補助金交付決定者に通知するものとする。

（事前申込の取下げ）
第１２条　補助金の事前申込を行った者は、事情により補助対象工事を中止し、又は廃止するときは、すみやかに別に定める補助金事前申込取下げ届を市長に提出しなければならない。

（事務の代行）
第１３条　補助金交付申請者は、第８条に規定する事務手続きを第三者に代行させることができる。この場合において、補助金交付申請者は、別に定める申請等事務代行届を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）
第１４条　市長は、第１１条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、別に定める補助金返還命令書により、補助金の返還を命ずるものとする。
２　補助金の交付を受けた者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期日までに当該補助金を返納しなければならない。

（検査等の実施）
第１５条　市長は、補助金の交付に関し、必要に応じて補助対象工事の検査並びに関係機関への照会等を実施することができる。
２　市長は、前項の検査等を行った結果、補助対象工事が適切に行われていないと認める場合には、適切に行われるよう補助金交付決定者に指導するものとする。この場合において、指導に従わない場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。
３　市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、第１１条第３項の規定を準用し、その旨を補助金交付決定者に通知するものとする。

（書類の整理）
第１６条　補助金交付決定者は、補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金交

付決定を受けた年度終了後５年間保存しなければならない。

（その他）

第１７条　補助金の交付に関し必要な事項は、北九州市補助金等交付規則（昭和４１年北九州市規則第２７号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（委任）

第１８条　この要綱の施行に関し必要な事項は、建築都市局長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。